

令和5年2月21日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議長 山 下 修

一 般 質 問 に つ い て

令和5年2月菊川市議会定例会において、次の質問をする予定であるため、あらかじめ通知します。

質 問 者 : 横 山 隆 一	
質問事項1 : 公金管理と運用について	
【質問要旨】 <p>内閣府が発表している6月の月例経済報告では、日本経済の基調判断を「景気は、持ち直しの動きが見られる」とし、先行きについては「経済社会活動の正常化が進む中で、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の悪化による原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある」としている。</p> <p>本市の令和3年度決算財政状況は、財政力指数が0.702と昨年より下がり、経常収支比率は83.6%、実質公債費比率は9.6%と主な各種財政指数の上では健全財政を堅持しているとはいうものの楽観できる状況とはいえません。公金の運用・管理は、地方自治法及び同施行令等の規定に基づいて「最も確実かつ有利な方法」で行われなければなりません。歳計現金と歳入歳出外現金・基金についての運用、有効活用をどのように図っているのか伺います。</p> <p>1. 令和4年度の歳計現金及び歳入歳出外現金並びに公営企業会計全体の収支見通しについては、例年、年度当初には収入が少なく、前年度事業の完了に伴う支払いが集中するとともに、新年度事業の支払いにより収支残高が減少する傾向にあります。また、月末、半期及び四半期に支払いが集中する状況と市税の収納時期との関係性から資金不足となる期間の発生が見込まれるがどのように対応しているか伺います。</p> <p>2. 新年度においては、新型コロナウイルス感染症の長期化により、市税の対予算比では、法人市民税、個人市民税の見通しは上向いてはいるものの決して楽観できる状況にはありません。民生費等の需要拡大が進む中、財源確保をどのように図ったか</p>	【答 弁 者】 市 長

伺います。

3. 令和3年度の17の基金運用状況をみると、基金残高は約51億8,600万円、財政調整基金が約25億円、まちづくり基金が約9億円、地域振興等基金が約7億円のほか国保事業基金、介護給付支払準備基金などとなっています。基金の運用については、地方自治法により、「確実かつ効率的に運用しなければならない。」と定められていますが、どのような基準により確実かつ効率的な運用を行っているか伺います。
4. 預金にあたっては、ペイオフに対応すべくリスク分散を図ることが望ましいといわれています。安全かつ有利な商品の選択など、効率的な公金の管理運用に努めることが必要であるが考えをお聞きします。金融機関の安全性を確認するために、金融機関の経営状況を分析する必要があるが、どのような審査を実施しているか伺います。
5. 突発的な事故や自然災害等への対応は早急にすべきであるが、緊急的支出への対応をどのように考えているか伺います。
6. 他市では、資金管理の改善に運用と調達両面から全庁的に取り組むため、財務活動管理方針を定めたり、不正や誤りの防止・発見に関する業務基準を追加した資金リスクマネジメント条例、施行規則を定めて資金管理に取り組んでいます。菊川市の取り組み状況を伺います。
7. 自治体が公共事業の資金を調達する手段のひとつとして地方債があります。「ミニ公募債」というのは公募債の一種で、一般個人を対象として募集されるのが特徴であり、購入価格も1万円ぐらいからと金額も手頃で満期期間も短いため買いやすくなっています。期待される効果として「まちづくりに参加している」という意識共有も大切です。対象を市民や企業で働く人に限定したミニ公募債の発行に取り組むべきと考えますが如何でしょうか。

質 問 者： 横 山 隆 一

質問事項 2： 市営住宅について

【質問要旨】

健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、現在、市内には長池団地・上本所団地・赤土団地が整備されています。少子高齢化や居住環境が変わる中、近年の市営住宅の状況と今後のあり方について伺います。

【答 弁 者】
市 長

1. 最近の市内3箇所の市営住宅の入居率や入居者の年齢・家族構成・収入状況・外国人の入居など、どのような傾向が見られるかお聞きします。また、課題にはどのようなものがあり、その対応はどのようにしているか伺います。
2. 入居世帯の家賃収納状況と滞納者への取り組み状況を伺います。
3. 公営住宅の家賃は、「入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定める」となっているが見直し等行っているか伺います。
4. 入居には保証人が必要となりますが、希望者の状況から難しいこともあると聞きます。国交省は低所得者に住宅を提供する目的を踏まえ、公営住宅への入居に保証人を求めない方針を打ち出しています。菊川市における保証人規定の変更についての考えをお聞きします。
5. 当市の市営住宅は3箇所ありますが、建設経過年数は、長池団地・上本所団地・赤土団地それぞれ18年から33年が経過しています。菊川市公共施設個別施設計画では長寿命化を図っていますが、増大する維持補修費など経年劣化への対応と高齢者・障害者へのバリアフリー化など近時の生活環境も変わり、将来を踏まえた入居者ニーズにあったものにしていく必要があると考えますが今後の整備方針を伺います。

質 問 者： 横 山 隆 一

質問事項 3： 建設残土の適性化と処分場について

【質問要旨】

静岡県では、令和4年7月1日に「静岡県盛土等の規制に関する条例」が施行され、これまでの届出制から許可制になりました。新たに生活環境の保全上の基準が設けられたことから、この基準に適合しない土砂等を用いた盛土等が禁止されることとなり、住宅等の建築時や工事によって生じる土砂等を残土として処理する際にも適用されます。このため、工事によって生じた土砂等を残土処理場に搬出する場合に、処理業者から土砂等が土砂基準に適合することの証明を求められることとなります。土砂埋立て等の規制に関する条例は、残土条例や土砂条例ともいわれ、令和3年の熱海市土砂災害発生以降は盛土条例ともいわれています。建設工事等で発生した土砂が、他の地域に搬出され、山間部の谷地の埋立てや盛土、宅地や農地の造成や嵩上げ等に使われ、また、単に投棄された結果、土砂の流出や崩壊、自然生態系への影響、土壌汚染や地下水汚染などの問題を引き起こすことがあります。国もこの事態を受け、再生資源利用促進計画制度の強化と公共工事発注者に対しても建設発生土の指定利用の原則実施を要請し、建設発生土の搬出先を定めることを標準化するなどを明確化するとしています。こうした建設発生土処分の厳格化が求められる中、菊川市における土地造成などの開発行為や土木建設関連事業における残土の処分について考えをお聞きします。

【答 弁 者】
市 長

問 1. 市内における違法盛土または監察指導したものがあるか伺います。

問 2. 市内の土木建設関連業者が、建設発生土の有効利用を図りつつも市外に搬送処分していると聞くが、当市内で出た残土等は市内で処理することを考えるべきと思うが考えをお聞きします。

問 3. 県盛り土条例の施行にあたり、県内各地で説明会を実施したところ、残土成分調査の負担が重過ぎるなど多くの不満の声が出され施行は先送りになったが、将来的に解決すべき懸案であり、当市としても適正に取り組む必要があると思うが考えをお聞きします。

問 4. 市内山間地等で、面積・体積等にもよるが残土処分が可能となる箇所がどの程度あり、その土地を残土処分場にするため

にはどのような手続きが必要かお聞きします。

問5. 工事費等の抑制や残土有効利用・処分、将来の有効な土地利用を図るためにも官民協力が必要と考えます。残土の適正処分を図るためにも公民連携の処分場が必要であり、建設土木関連団体と最も良い方策を協議すべきだと思いが考えをお聞きします。

質 問 者：西 下 敦 基

質問事項 1：子どもの貧困への対応

【質問要旨】

第2次菊川市総合計画では基本目標の1番目として「子どもがいきいき育つまち」を掲げています。子どもが健やかに育つ環境の整備はもとより、経済的な子育て支援や母子保健の充実など、安心して子育てができるまちを目指していくとあり、菊川市の未来をつくるためにとても重要なことであると思います。

近年の日本の状況としては、少子高齢化や核家族化が進展し家庭の在り方に変化をもたらしております。また、新型コロナウイルスによる生活様式の変化やロシアによるウクライナ侵攻の影響によるエネルギー及び物価の高騰は生活状況に影を落とし、子どもを取り巻く環境におおきな影響を与えています。このような中、子どもの貧困について特に支援や対策などの必要があるのではないかと危惧しております。

2018年の厚生労働省調査では日本の17歳以下の子どもの相対的貧困率は13.5%、同年の文部科学省の調査では経済的理由により就学援助を受けている小学生・中学生は137万人と報告がされています。また、貧困である子どもやその親に自覚がなく、自ら支援を求めなかったり、貧困の自覚があっても周囲の目を気にして支援を求めないため、子どもの貧困は「見えにくい」と言われています。

子どもの貧困は、子どものその後の人生に様々な影響を及ぼします。少子化の時代に子どもの貧困を放置すると、国や地域社会、企業の資源である人材に深刻な影響を与え、大きな社会的損失となることも懸念されています。様々な要因により貧困にさらされる子ども達、またその保護者に適切な対応・支援がされ、菊川市がさらに「子どもがいきいき育つまち」となることを願い質問します。

- ①子どもの貧困の定義について、行政として基準をどのようにとらえているのか。また、関係部局で認識が共有されているのか伺います。
- ②市全体の貧困家庭の割合や度合い、支援を行っている家庭の個別情報などはどの部署でどのように把握を行っているのか伺います。また、相談はどこで受け入れて、どのような内容が多いのか伺います。

【答 弁 者】

市 長
教育長

③島田市では「子どもの貧困対策推進計画」、掛川市では「子どもの貧困対策計画」が策定され子どもの貧困に対して対応されています。関係機関へのヒアリングやアンケートによる生活実態調査を行い、分析をもとに具体的な取組や支援をわかりやすく分類して提示を行っています。当市でも、このような計画を策定し支援を進めていくべきと考えますが見解を伺います。

④様々な要因で子どもの貧困が引き起こされている現状のなか、行政や民間でどのような支援がされているのか伺います。

⑤貧困状態が長く続くことや家庭の就労状況により、常に満たされない、強欲で利己的、自己中心的な心、または無気力、無関心で他人に思いやりをもてない「心の貧困」が進んでいるように感じております。2014年の調査では、幸福度が先進国最下位で自殺者も多く、要因としては、形式主義が強くて幸せの形が一面的、長時間労働に象徴される独特な社会貢献意識、他者と比較して自分を測る幸福感等があげられています。自己肯定感の弱い子ども達が増えているという報告もあり、幼少期における感動体験や自己表現経験の少なさが危惧されています。

このような対策に、民間による「子ども食堂」や「フリースペース」、「学習支援」などの第三の居場所がとても大切であると考えますが、行政としてこのような支援の重要性をどのようにとらえているのか伺います。また、家庭が豊かになるために必要なことを学ぶ講座などの開催を行うことができないか伺います。

質問者：坪井 仲 治

質問事項1：スポーツ振興による活気あるまちづくり

【質問要旨】

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つです。心と体の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々、人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものです。特に、高齢化の急激な進展や、生活が便利になること等による体を動かす機会の減少が予想されるこれからの社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは大きな意義があります。また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有しており、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、市民のスポーツへの関心を高め、市民に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものです。

更に、スポーツは、社会的に重要な意義も有し、その振興を一層促進していくための基盤の整備・充実を図ることは、従前にも増して国や地方公共団体の重要な責務の一つとなっています。多様な意義を有する文化としてのスポーツは、現代社会に生きるすべての人々にとって欠くことのできないものとなっており、性別や年齢、障害の有無にかかわらず市民一人ひとりが自らスポーツを行うことにより心身ともに健康で活力ある生活を形成するよう努めることが期待されています。人間とスポーツとのかかわりについては、スポーツを自ら行うことのほかに、スポーツをみて楽しむことやスポーツを支援することもあります。スポーツをみて楽しむことは、スポーツの振興の面だけでなく、生活の質的向上やゆとりある生活の観点からも有意義と考えます。

菊川市の発展には欠かせないスポーツの振興について伺います。

【答弁者】
教育長

問1 スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促すものであり、特に自己責任、フェアプレイの精神を培うことが出来ます。また、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりをはぐくみます。さらに、様々な要因による子ども達の精神的なストレスの解消にもなり、多様な価値観を認めあう機会を与えるなど、青少年の健全育成に繋がりますが、青少年の健全育成の観点から考えた施策はどのようなものがあるか伺います。

問2 スポーツを通じて住民が交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進するとともに、住民が一つの目標に向い共に努力し達成感を味わうことや地域に誇りと愛着を感じることで、地域の一体感や活力が醸成され、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生にもつながるなど、地域における連帯感の醸成に繋がりますが、地域コミュニティの観点から考えた施策はどのようなものがあるか伺います。

問3 スポーツを振興することは、市民の心身両面にわたる健康の保持増進に大きく貢献し、医療費の節減の効果等が期待されるなどが考えられますが、高齢者をターゲットとしたスポーツ振興についての施策を伺います。

また、高齢者のスポーツ振興のためには移動手段を含めた施策が必要ですがいかがでしょうか。

問4 ボランティアとしてスポーツの振興に積極的にかかわりながら、自己開発、自己実現を図ることを可能とする環境が大切です。このようにスポーツへの多様なかかわりを通じて、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現していくと思います。スポーツへの多様なかかわりについても、その意義を踏まえ、促進を図っていくことが重要と考えますが、このような環境の整備状況について伺います。

問5 トップアスリートの育成、アスリート指導者の指導力向上が菊川市スポーツ振興基本計画後期基本計画（2018～2022）にありましたが、その成果について伺います。また、トップアスリートの活躍が市民に夢と希望と感動を与えていると思いますが、これらを与えることができるトップアスリート像とはどのようなものなのか伺います。

問6 第2次菊川市スポーツ振興基本計画（案）には、市民の誰もがスポーツに参加しやすい環境づくりの取組みがありますが、菊川市内のスポーツ資源（施設）は決して充実しているとは言いがたいと思います。例えば、市内のテニスコートは最大

でも2面しかなく、大会を開催するには最低4面は必要だそう
です。コートを増設は簡単な事業ではありませんが、ネーミ
ングライツでスポンサーが付けば新設（増設）も可能になるか
と思います。ネーミングライツを活用した施設整備の可能性に
ついて伺います。

また、運動施設のトイレの員数に関しても不足している箇所
がありますが、今後の整備計画について伺います。

問7 公共のスポーツ施設の利用については、施設予約システム
が運用されていますが、抽選申し込みを受け付けている施設で、
抽選倍率の特に高い施設について施設の拡充等の計画について
伺います。

問8 菊川市防災対策強靱化事業基本構想の中で堀之内体育館の
リプレース計画が発表されました。現在の場所での建替え計画
ですが、取り壊しから新体育館の供用開始には相当の期間を要
すると思います。現在、多くの市民が堀之内体育館を利用され
ていますが、工事期間中の代替場所の検討はされているか伺い
ます。

質問者：織部ひとみ

質問事項1：行政手続改善への取り組みについて

【質問要旨】

令和5年度施政方針の中で「まちづくりに市民と行政が取り組むまち」への取り組みにおいて、ポストコロナ社会を見据え、デジタルの力を活用した行政サービスの向上に向けた取組を加速させていく必要があり、市民や事業者が直接来庁する機会を減らすなど利便性を向上させるため、電子申請システムを活用した行政手続きのオンライン化を引き続き進め、地域事業者の来庁負担軽減を図るための道路台帳の電子化やマイナンバーカードを活用したさらなる窓口の利便性向上を図るとありました。

国の「デジタル手続法」ではデジタル技術を活用して行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るために、「行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。」としています。

そこで、行政窓口で申請書類を記入せず簡単に手続きできる「書かない窓口」の推進、窓口に行かなくても手続きが完了する「行かない窓口」へ移行を促すことが住民と行政双方にとって有意義だと、デジタル庁は導入を支援するとともに、関係省庁や自治体と連携して進める考えを示しています。既に藤枝市、浜松市でも令和5年2月より「書かない窓口」が開設されました。菊川市の考えについて伺います。

- 1 令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請をすることでマイナポイント還元キャンペーンの対象となっており、この1年において、多くの市民がマイナンバーカードの申請をされたことと思いますが、マイナポイント還元キャンペーンの前と直近のマイナンバーカードの交付率を比べ、どれ程の効果があつたと感じているか伺います。また、マイナポイント還元キャンペーンが終わった後のマイナンバーカードの申請の啓発にどのように取り組まれるか伺います。
- 2 行かなくてよいオンライン窓口について、令和4年度の事業である「行政手続きオンライン化事業」ではデジタルの活用により市民の利便性の向上が図られる各種行政手続を積極的にオンライン化し、市民の市役所への来庁負担を減らし「市役所窓口に行かなくてもよい」市民サービスを提供する」としています。オンライン化は、市役所の開庁時間内に来ることが出来な

【答弁者】
市長

い状況にある方にとっては大変に有り難い取り組みになってく
ると思います。自宅で手続きが完結することが出来れば移動時
間や待ち時間などの軽減にもつながります。菊川市の考えにつ
いて伺います。

- 3 「書かない窓口」は文字通り、手続きに必要な申請用紙の記
入が不要になる窓口のことで、申請用紙の記入に不安のある高
齢者や障がい者なども含め、様々な方が窓口での申請書類の記
入をしないことや、オンラインでの行政手続きのほか、L I N
Eなどのアプリを利用できるようになるよう、その方法を丁寧
に説明する「デジタル推進委員」を設置することが望まれます。
「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会」の実現に向
け、「書かない窓口」、「デジタル推進委員」の設置について市の
考えを伺います。

<p>質 問 者 : 織 部 ひ と み</p>	
<p>質問事項 2 : 男性用トイレにサニタリーボックスの設置を</p>	
<p>【質問要旨】</p> <p>2018年国立がん研究センターによると男性に多い膀胱がんや前立腺がんの手術後や、加齢により排尿のコントロールが難しくなり、尿漏れパットを使わざるを得ない人が多くなっています。2002年の日本排尿機能学会が行った調査によると、夜間頻尿は4,500万人、昼間頻尿は3,300万人、尿漏れは1,000万人いると報告されています。しかし、男性トイレの個室には汚物入れ(サニタリーボックス)が設置されているケースが少なく、その処理に困って無理やりトイレに流し、詰まらせたり、使用済パットをやむを得ず持ち帰っている男性も少なくないとのこと。</p> <p>このことは、一般社団法人日本トイレ協会からも発信され、NHKでも放送されたことにより全国的に注目されています。</p> <p>尿漏れパットを使用していることにより、外出も長時間を避け早めに切り上げたり、早めにトイレに行く意識が働き頻繁にトイレに行くという方、また使用済みのパットを持ち帰ることでそのニオイなどを気にしたり、苦勞されている方も多いとされています。</p> <p>また、SDGsの観点やLGBTQにも配慮が必要であり、菊川市における男性用トイレへのサニタリーボックスの設置について考えを伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 菊川市における公共施設を含む男性用トイレのサニタリーボックスの設置状況を伺います。 2 市民の中にも大変苦慮されている方もあることから、まずは公共施設からの設置をすべきと考えますが菊川市の考えを伺います。 	<p>【答 弁 者】 市 長</p>

<p>質 問 者 : 東 和子</p>	
<p>質問事項 1 : 教員不足及びその対応について</p>	
<p>【質問要旨】</p> <p>令和5年1月16日「日本経済新聞」の第1面には、教員にかかるいくつかの問題が提起されていました。</p> <p>1つに、先生の質が保てないと題して、「教員不足や不登校の急増などで、「学級崩壊」の危機が迫っている。人材の育成の土台が機能不全に陥れば国力の低下を招きかねない。」として、教員の育成の問題点を指摘しています。</p> <p>また、山梨市教育委員会では、昨年8月、「病気や出産で休暇に入る教員の確保が非常に厳しい」、「教員免許を持つ人を紹介してほしい」という文書を発しているとの記事があり、教員の人材不足を補おうとする切実な状況がうかがえます。</p> <p>そして、東京都では、令和4年度の始めにおいて、「小学校の約50校において、約50人もの教員が充足されていない状態で令和4年度の始業日を迎えた。ある校長は、教員の欠員を何とか補おうと、臨時採用の候補者名簿を見て200人近く電話したが、断られた。」ともあり、こんなにも、教員不足の状況が進んでいるのか、身につまされています。</p> <p>教員の欠員は、休職などにより、年度途中であっても、日々、増える状況で、それに対し都道府県の教育委員会では、臨時採用できる候補者の名簿を作っており、その名簿を見て、欠員への補充をしていくことになるが、その登録者さえ、十分に確保できている状況ではないようで、詰まるところ、「校長などが個人的なついでで、教員免許を持つ人を探すことが常態化している。」とも言われており、教育現場では、教員不足について、混迷を極めている状況かと思われまます。</p> <p>さらには、2018年の経済協力開発機構（OECD）の調査によると、日本の教員は、海外と比べて勤務時間が長く、1週間あたりの勤務時間は、小学校で54.4時間、中学校で56.0時間で、他の国等に比べ最も長くなっています。これは、日本の教員は、他国と比べて「事務的な業務の多さ」や「保護者への対応」にストレスを感じる者が多く、部活動の指導を担う中学教員にあつては、「課外活動」の指導時間が長いことが挙げられています。これらも、教員にかかる仕事の環境が悪い状況の表れではないかと推察します。</p> <p>一方、先の定例会初日に菊川市長が述べられました令和5年度の施政方針において、菊川市の学校教育では、ICT機器を効果</p>	<p>【答 弁 者】 教育長</p>

的に活用した「きくがわ21世紀型授業」をさらに進め、「令和の日本型学校教育」の構築に向け、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。また全ての子どもの可能性を引き出していけるよう、特別支援教育の充実を図るとされ、小中一貫教育「学びの庭」構想として、小学校同士や小中学校合同での行事や地域と企業さらに地元の高校と連携した教育活動を進め、令和6年度からのコミュニティスクール導入に向け、9年間の一貫性をもった教育の推進や学校と地域との連携についてコミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的取組みも含め検討を行い、少子化が進む中、学校施設の将来の在り方についても検討していくとのことで、令和5年度も、多くの継続事業や新規事業が組み込まれていくこととなります。これらの高い目標を達成するために、教員不足が叫ばれる中、教育の現場は、大変なご苦勞をされることが予想されます。

そこで、教員不足についていくつか質問をします。

質問1 本市において、年度初めや、病気等で休暇に入ること
教員不足になった場合の 教員の募集は具体的にどのような
されているか現状を伺います。

質問2 コミュニティスクールにおける学校運営協議会の制度は
新しいタイプの公立学校の呼称ですが、その取組みの対象とな
る人員配置はどのようにするか伺います。

また、教員不足の一因となる 教員の長時間労働や生徒指導の
諸課題の増加等によると、今の教員配置状況での実施は、教員
の負担になると考えますがその見解を伺います。

質問3 教員の業務の改善のために近隣の市では、部活動を廃止
して地域に委譲したり、別の市では市の予算で教員を増やした
りと、現場サイドに寄り添った事業が実施されています。

また、今回の新型コロナウイルス感染症により 感染症対策等
でさらなる負担をかけたことも承知しています。

そこで、本市で勤務している教員の皆さんに、今 現状におい
てどのような課題があるのか、アンケートを実施し、教員の皆
さんの声を聞くことを提案しますが、その見解を伺います。

<p>質 問 者 : 赤 堀 博</p>	
<p>質問事項 1 : 特定健康診査の受診率向上の取り組み</p>	
<p>【質問要旨】</p> <p>国の2020年度の特定健康診査の対象者数は約5,420万人、受診者数は約2,890万人であり、特定健康診査の実施率は53.4%でした。2019年度と比較して2.2ポイント低下しました。</p> <p>2020年度の特定保健指導の対象者は523万人、特定保健指導を終了した者は約120万人であり、特定保健指導の実施率は、23.0%でした。2019年度と比較して0.2ポイント低下しました。</p> <p>2020年度のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（対2008年度比）は、10.9%でした。2019年度と比較して2.6ポイント減少しました。</p> <p>これらの統計データのうち、2020年度の特定健康診査における保険者種類別の実施状況を見ると、市町村国民健康保険の実施率は33.7%で、2019年度と比較して4.3ポイント低下しています。</p> <p>2021年度の菊川市の国民健康保険加入者における特定健康診査対象者数は、男性が3,481人、受診者数1,437人 受診率41.3% 女性の対象者数3,516人、受診者数1,673人 受診率47.6%であり、男女合計では、対象者数6,997人 受診者数3,110人 受診率44.4%でした。これは静岡県下35市町で上から6番目と高い位置にありますが、市民の健康意識を高める意味で更なる受診率向上を目指し、また、生活習慣の見直しを図る良い機会と考え、質問と提案をします。</p> <p>1 菊川市の2021年度の国保特定健診における最終的な未受診者数は男性2,044人、女性1,843人でしたが、2021年度に未受診者に対する受診要請で受診勧奨通知を出した結果はどうであったか伺います。</p> <p>2 国保特定検診の男性受診者1,437人、女性受診者1,673人のうち、特定保健指導を受けた人の男女別の割合及び経過観察の結果はどうであったか伺います。また、特定保健指導を受けなかった人へは、その後の指導はしないのか伺います。</p> <p>3 40歳、50歳、60歳、70歳の節目の人は無料で国保無料健診を受けられる特典があるが、この歳の人たちは、他の年齢の人と比較して受診率はどうか伺います。</p> <p>4 国保特定健診の受診料1,000円を全ての受診者に対して無料にする考えはないか伺います。</p> <p>5 国保加入者が、職場で健康診断を受診した場合、健診結果を市</p>	<p>【答 弁 者】 市 長</p>

役所に提出すれば、特定健診を受けたこととみなし、商品券数千円程度の特典を与えることはどうか伺います。

6 受診結果を提出した人は、最大数万円程度の商品券が当たる抽選の対象とする案はどうか、伺います。

7 さらに集団健診受診者には、日用品数百円程度、何種類かをお土産としてプレゼントする案はどうか伺います。

8 国保加入者が、人間ドックを受診した人への補助額を上げる考えはないか伺います。

質 問 者： 渡 辺 修

質問事項 1： 困難に直面する女性支援について

【質問要旨】

厚生労働省は4月に女性支援室を新設するとの報道がありました。困難に直面する女性のDV（ドメスティックバイオレンス）や性被害、アダルトビデオ出演強要、貧困など女性を取り巻く問題は複雑化しており実態を踏まえて問題の解決や自立の促進に繋がる体制を目指すとのことです。現在は子ども家庭局に所属する職員3名を中心となり対応していますが、4月に社会・援護局へ女性支援室を設け、専任の担当も増員されるとのことです。また、困難女性支援法（正式名称；困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）も2024年4月に施行されることとなっています。このような支援室、支援法が新設されるということは当然その対象となる女性が多く存在し、解決しなければならない問題となっているに他なりません。そのような中、東京では女性を支援するある民間団体が会計面で問題点を指摘され住民監査請求をうけ現在審査中です。この団体の会計面の内容はさておき、他の多くの真摯に取り組んでいる民間支援団体まで疑惑を持って見られるのは悲しい限りです。また首都圏とは環境の違いはあるものの、菊川市においても該当する女性は相当数存在すると思われれます。それを踏まえて菊川市の女性支援の実態について質問します。

【答 弁 者】
市 長

1. 菊川市内において困難に直面している女性の状況をどの様に把握しているか伺います。
2. 困難女性支援法では自治体に困難に直面する女性への支援を義務づけていますが、菊川市の支援状況は現在どの様であるか。また支援対象は国籍を問わずとなっていますが、外国籍人口の多い菊川市では対応に難しい面が出てくるのが予想されるがどう対応していくのか伺います。
3. 困難女性支援法では女性を支援するにあたり、NPOほか民間団体を活用するように定められています。菊川市及び近隣で民間の女性支援団体は存在するのか伺います。
4. 国の方針強化に伴い菊川市の体制も強化されるのか伺います。

質問者：渡辺修

質問事項2：人・農地プランと荒廃農地、地域環境について

【質問要旨】

人・農地プランの法定化で農地が選別されて行くことにより、新たな荒廃農地と認定される例も当然出てくるものと思われま
す。平成28年度の税制改正で遊休農地への固定資産税の課税強化
が打ち出されました。お隣の牧之原市では昨年から利用権設定の
封筒に固定資産税課税強化のお知らせが印刷されています。当然
菊川市でも同様な方向に向かうと思われま

す。
また各自治体の人・農地プランですが、耕作者は自治体をまた
いで栽培しています。私自身も牧之原市に1ha近くの農地を借り
入れ耕作しています。この様に複数自治体に渡って人・農地プラン
に組み込まれる農家もあり、自治体間の連携も求められます。

荒廃農地の増加は農家の総数の減少も要因となっています。農
家の減少は今まで普通に出来ていた地域の環境整備にも影響を
与えています。河川の草刈りもその一例で、その作業に参加できる
人員も農業従事者数と比例して減少しています。大きな河川が存
在する自治体の負担は限界にきています。草刈り機を持たない家
庭も普通に存在しその作業を外部委託している例も見られるよう
になりました。以上を踏まえて質問します。

【答弁者】
市長

1. 人・農地プランを進める上で遊休農地の固定資産税について
しっかりと周知する必要があると思うがどの様に行うか。また
遊休農地の定義、判断はどのようにしていくか。耕作放棄地、
荒廃農地との区別と課税の違いはどうなるのか伺います。
2. 複数の自治体にまたがって栽培する農家は、人・農地プラン
上どの様な扱いになるか。また菊川市として人・農地プランを
進めていく上で、自治体外からの栽培者の存在の問題点はどの
様な事が考えられるか伺います。
3. 米価と消費の低迷から転作の補助金で生産量の抑制を
図っているのが現状であるが、飼料米への転作は品種が限定され、
野菜の品目も絞られ、結果として水田に戻すのが難しい状態を
目指しているようにも感じられる。逆に畑の5年間連続転作は、
5年経過後水入れを行い、水田機能の維持を加味している様に
も感じられる。この相反する転作補助であるが、菊川市として
は水田の畑地化で米の生産を恒久的に減少させることを是とする
か転作をしても水田機能を維持することを是とするかどの様

に考えているか伺います。

4. 農家減少による環境維持の困難さは、自治会の河川草刈りに影を落としています。私の周辺地域では、赤土自治会が人手による草刈りを断念し外部業者に作業委託しています。7万円の助成を赤土自治会は受取り、自治会会員から集金し約40万円の外部委託代金を支払っています。また、現在まで何とか人手で作業している丹野自治会を例にあげれば、一軒あたり多い人は河川100mを割り当てて草刈り整備をしています。もし丹野自治会が同様に外部委託したとすると、21万円の助成を受けている比率からすると、自治会会員から100万以上の集金を強いられる事が予想されます。単に自治会内を河川が流れているだけでこの様な負担を強いられるのは理不尽この上ないと思われます。県管理河川といえ、菊川市民にこの様な負担を強いる現状をどう考えるか伺います。

<p>質 問 者 : 横 山 陽 仁</p>	
<p>質問事項 1 : 不登校対策について (その 2)</p>	
<p>【質問要旨】</p> <p>不登校、馴染みになった言葉で、学校に行かない、学校に行けない、閉じこもり、学校からの逃避、その要因は学校、本人、家庭、友人関係様々である。</p> <p>令和 3 年 10 月の「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」では無気力・不安 46.9%、生活の乱れ、遊び・非行 12%、いじめを除く友人関係 1.2% という結果が出ている。</p> <p>しかし、学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけでは、先生のこと中学では 30%、身体不良 33%、生活のリズムの乱れ 26%、友達のこと 26% と多岐にわたっている。</p> <p>この結果を受けて、取り組むべき施策の方向性が次の通り示された。</p> <p>(1) 誰一人取り残されない学校づくり</p> <p>a. 教育機会均等法の学校現場への周知・浸透・不登校は問題行動ではなく、登校を目的とせず、社会的に自立することを目指す。</p> <p>教育関係者だけではなく、地方自治体において支援の条件に関わる関係組織の関係者にも正しく理解され、財政的支援が削減されないように留意する。</p> <p>B. 魅力ある学校づくり</p> <p>様々な課題を抱える児童生徒にとって安心して快適に過ごせる居場所としての学校づくりを目指す。</p> <p>C. 心の健康保持に係る居場所づくり</p> <p>(2) 困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズの早期把握</p> <p>(3) 不登校児童生徒への多様な教育機会の確保</p> <p>不登校特例校やフリースクール等民間団体との提携</p> <p>(4) 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援前後するが、平成 28 年 12 月 14 日文部科学省から「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下均等法という) が公布された。</p> <p>これを受けて、令和元年 10 月通知として、学校復帰をさせるように指導していたこと、復帰を記載した通知は全て廃止された。</p> <p>考え方が大きく変わった。</p> <p>学校以外の場における多様で、適切な学習活動のための休養の必要性や、不登校は問題行動ではないこと、学校復帰ではなく社</p>	<p>【答 弁 者】</p> <p>市 長 教 育 長</p>

会的自立を目標とした。

何をどのように学ぶかに重点を置き、支援機関や親の会などとの連携、情報提供を促すなど、包括して支援する仕組みが必要であると思われる。

以上のことをふまえ質問する。

質問1 ここ3年間の市内小学校と中学校の不登校の人数の推移は。

質問2 不登校の原因調査はどのような方法で行い、その結果はどうか。

質問3 均等法の職員への周知はどのように行ったか。

質問4 魅力ある学校づくりとして行ったこと、その成果は。

質問5 不登校児童への多様性のある指導として行ったことは何か、その結果は。

質問6 特例校またはフリースクールとの連携は。

質問7 市内にはボランティアの方々がそれぞれに活動していることが散見される。

全国的には登校拒否・不登校を考える全国ネットワークがある。

連携等はどうしているか

質問8 多数の児童生徒を一人として取り残すことのないように支援するためには制度的に整えて、支援の輪を、専門家を交え、組織的に丁寧に対処することが肝心である。

包括支援の組織を作る必要があるがどのように考えるか

質問9 菊川市には保育園、幼稚園、小学校、中学校、ハンディキャップを持った子どものための東遠学園 18歳以上になると草笛作業所まで、大きく枠組みができています。

今後、不登校やいじめ、虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラーなど、いろいろな事情を抱える子ども達を包括支援する大きな組織として、厚生労働省が示している「こども家庭センター」のような組織が必要だと考えるがどうか。

質問者：織部光男

質問事項1：菊川市民の水はリニア新幹線工事で奪われるのか

【質問要旨】

2月11日日経に令和4年12月末で普通国債1,005兆7,772億円、国の借金は政府短期証券・財投債や借入金を入れると、1,256兆円の記事がありました。国民の幸福度は上がり、生活は苦しくなり、借金だけが増加する日本財政、日本に明るい未来はないと思います。財政問題は次の機会に回すことにして、今日は命に必須な水問題をテーマに致します。

私は大井川用水の恩恵には感謝し、理解に努めてまいりました。大井川の水に詳しい方の協力を頂き用水の右岸地区を見て回り、国策としてまさに最高の事業と感じました。それに対して総額10兆円以上国家的プロジェクトのリニア中央新幹線は、国鉄が1962年超電導リニアの研究開発から始まり1987年国鉄分割民営化後、JR東海が引き継ぎ2010年この工事費用はJR東海の自己負担が決定しました。JR東海名誉会長の葛西啓之氏はリニア新幹線効果についてこのように発言されています。「第一に挙がるのは移動時間の大幅な短縮です。東京名古屋間が40分・東京大阪間が67分になる。機能統合が進み、大回廊都市が生まれ回廊地域を統合する効果が極めて高い。」と言っています。また元国交省実用技術評価委員長森地茂氏は「物を動かす能力と「豊かさ」の関係性は歴史的にも証明されている」と発言しています。しかし、私はこの二人の発言には異論があります。現代生活は地球の裏側と瞬時に議論も会話もでき心を結ぶことも可能です。時間短縮の価値は歴史的に低下していると思います。

「物を動かす能力と「豊かさ」は証明されている。についてはこの豊かさはあくまで物の豊かさであり現代人が求めているものは「心の豊かさ」であります。例えば、南アルプスの自然の中に身を置き動植物を愛でて一体感の幸福感に浸ることなどです。こんな素晴らしい体験がこの工事によってできなくなるかもしれません。リニア新幹線を通す為には、南アルプスの山頂から1400m下に、大井川の400m下に先進抗幅約7m高さ約6mと本坑幅約13m高さ約8mの2本のトンネルを掘らなくてはなりません。これによって南アルプスの自然が水枯れで破壊されるかもしれないのです。同時に大井川の水がどのようなになるのかわからず、62万人の命に直結してくるのです。大井川は南アルプスのあいの岳3,190mを源流として168kmの大きな川で、特筆すべきは年間降雨量

【答弁者】
市長

です。全国平均は1,718mmですが、南アルプス地区は3,100mmと多いのです。リニア問題は「南アルプスの自然破壊」と「命の水問題」です。ですから私は「大井川の水を守る62万人運動」に参加しました。そして静岡工区(10.7キロ)工事差し止め訴訟の原告団にも加わりました。昨年12月26日、62万人運動の有志と「南アルプスとリニアを考える市民ネットワーク静岡」の連名で大井川流域自治体六市長・二町長に対して「静岡工区に関する要望と質問」を提出致しました。ここで改めて同じ質問をさせていただきます。そしてそれらの回答を聞いてからより深い議論を交していきたいと思えます。

質問1. 山梨工区との県境付近から流れ出る水も工事期間10ヶ月間に流出する水とあわせ「全量戻し」されるべき水であるとの明言をお願いしたい。

質問2. 大井川流域自治体として命の水を守る為、庁内に県と連携できるリニア工事に伴うリスク対応機関、又は担当職員の配置を強化し、定期的な会議や市民も直接もしくはwebで参加可能な勉強会の開催などをお願いしたい。

質問3. 国交省の有識者との意見交換は非公開であったが、県民全体で考えるべき問題であるので、公開で行うことを求めます。

質問4. 「田代ダム案」は以下のような解決できていない問題があると思うが、ご意見を伺いたい。

(1) 国交省有識者会議の中間報告後に出てきた話であり、有識者会議では議論されておらず、新たな事項として県の専門家会議で科学的・工学的・法的に慎重に検討するべきものであるということについて。

(2) 水利権の法的な解釈について、国交省の見解を公文書で示されていないことの是非と今後の取り組みについて。

(3) 工事に伴い生じる、山体内に長い年月をかけて貯められた水(被圧地下水)の減少の影響については、これから議論されることになる。融通する水が渇水期に無いかも知れないという可能性について。

以上が大井川流域自治体六市長・二町長に対して出した要望と質問です。以下は私の質問です。

質問5. 市長の令和5年度施政方針に問題が2点ありました。それは「原発関連」と「リニアの水問題」に一言も触れていない事です。理由は为什么呢。

質問6 大井川の水が渇水して市水道栓から水が出なくなった時

は、どのように対処するつもりですか。
以上登壇での質問にします。

<p>質 問 者 : 須 藤 有 紀</p>	
<p>質問事項 1 : 体験型観光を主軸にした関係人口増加の取り組みについて</p>	
<p>【質問要旨】</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する制限が緩和されつつある中で、国内情勢も変化を始めています。</p> <p>2月10日に変更となった「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけることとなりました。対策についても「学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とされるなど、制限緩和が進んでいます。</p> <p>こうした中、観光にも動きが出始めています。2023年1月の訪日外国人客数は149万7300人であり、新型コロナウイルス流行前の2019年同月比では55.7%となるものの、昨年7月から右肩上がりに増加していることが2月15日付日本政府観光局からの報道発表で示されました。特に東アジアのニーズが高く、韓国は565,200人（対2019年同月比72.5%）、台湾は259,300人（対2019年同月比66.9%）と2か国で訪日外国人客数の約半数を占めるなど回復傾向が顕著です。</p> <p>一方、日本人旅行者に関しては、円安や燃料費高騰、ウクライナ情勢をはじめとした不安定な国際情勢の影響から、国内志向であることが指摘されています。株式会社JTBは「2023年（1月～12月）の旅行動向見通し」の中で、意識調査の結果、国内旅行を予定・検討している人が全体で40.3%であったと述べ、国内旅行者数を2億6600万人（前年比108.6%、2019年比105.8%）、平均消費額を4万300円（前年比101.5%）と推計しています。修学旅行も国内志向が強く、日本教育新聞によれば、修学旅行を通して得られる教育的意義や「探求」的要素のニーズが高まり、「思い出作り」から「学びの旅」へ位置づけが変わってきています。他にも、リモートワークの広がりによるワーケーションという旅行・滞在スタイルの普及や、SDGsに配慮した商品やサービスの増加など、新たなトレンドが生まれつつあるようです。</p> <p>こうした情勢を受け、昨年の6月議会でも質問した「体験型観光」をはじめとするPR施策の推進は重要であると考えます。今年度の施政方針では、「地方移住の促進を図るため、交流人口と関係人口の拡大に向けた取り組みを行う」として、「茶畑の中心で愛を叫ぶ」や、「お茶の間テラス」の設置、火剣山キャンプ場の整備</p>	<p>【答 弁 者】 市 長</p>

や大河ドラマ「どうする家康」を契機とした観光事業の促進等、新たな取り組みが発表されました。菊川市の魅力をさらにPRし、市のブランド力向上をはかりつつ産業振興や関係人口増加を目指すために、以下のとおり質問、提案いたします。

1. 昨年6月議会で、「観光資源をうまく連携させることで交流人口の増加につなげていきたい」との答弁がありました。令和5年度施政方針の中では、「きくがわ応援大使」事業の推進や、「茶畑の中心で愛を叫ぶ」事業、「お茶の間テラス」の設置、「どうする家康」を契機としたレンタサイクルによる市内周遊や火剣山キャンプ場の整備等、観光による関係人口増加に関する事業について述べられていますが、地域資源の連携による集客及び交流人口の増加について、市の展望を伺います。
2. 令和3年度のデーブ大久保さんとのコラボや有名雑誌ananへの掲載などといったPR施策に引き続き、昨年6月議会では、大手飲食店が菊川茶を使用したドリンク開発に前向きであったとの答弁がありました。令和4年度も「はじめての菊川茶」や「茶畑の中心で愛を叫ぶ」事業等、民間との連携による菊川茶及び菊川市のブランド力向上に向けた施策を数多く実施されています。事業の実績及び成果とあわせて、市はどのように評価しているのか伺います。
3. 近隣市の事例として、民間事業者と連携した「体験型修学旅行」の取り組みがあります。掛川市では、担い手不足や高齢化、耕作放棄地の増加など、茶産業が衰退傾向にある現状を受け、民間事業者と連携して4日間の体験型修学旅行が実施されました。観光地や農家、製茶産業への視察を行い、最終日に解決策提言のプレゼンを行ったところ、学生側の学びが大きいのはもちろんのこと、受け入れ側も新たな発見を得ることができ、新事業につながったとのことでした。当市における「教育旅行」の取り組みについて考えを伺います。
4. 令和4年度で任期満了となる地域おこし協力隊ですが、2年間の任期中、豊富なアイデアと行動力で様々なイベントが実施されていました。地域おこし協力隊をはじめとした外部人材、民間との連携による事業の実績及び成果について、市の考えを伺います。
5. 行動制限緩和によって旅行ニーズが高まりを見せる中、インバウンドに注目が集まっています。中でも台湾は、当市においても台湾人観光客と市内茶商によるグリーンツーリズムの実施

やイベントでの交流など、民間レベルでの交流実績があり、国としても、出国規制や帰国時入境後7日間の自主防疫義務など未だ行動制限があるにもかかわらず、訪日ニーズは高まりを見せています。菊川市は外国人人口比が県内1位であり、姉妹都市や友好都市を増やしたうえで交流することは、多文化理解の促進につながると考えますが、台湾との姉妹都市提携を踏まえた交流強化について、市の考えを伺います。

6. 株式会社JTBによれば、2023年12月までに国内旅行を検討しているのは、20代女性が53.5%、20代男性が48.2%、次いで60歳以上の男性が44.4%となっています。20代へのアプローチとして、引き続きYoutuberとの連携やSNS活用による、菊川市の魅力発信の強化が重要と考えますが、外部人材や民間との連携を視野に入れた魅力発信強化について市の考えを伺います。

7. コロナ禍による働き方の変化で、ワーケーションの普及も指摘されていますが、施政方針で述べられた「コワーキングスペース」を活用した交流人口の増加について、展望を伺います。